

沼津市認知症カフェ登録制度実施要領

平成 28 年 6 月 23 日部長決裁

(目的)

第 1 条 認知症の人が、住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活ができるよう、仲間づくり、生きがいくくり、居場所づくり、介護する家族の負担軽減、地域住民への啓発、見守り等を積極的に行う活動（以下、「認知症カフェ」という。）を沼津市が登録し、広く市民に周知することにより、認知症の人とその家族を支える地域づくりを行い、また、認知症についての市民の理解を促進することを目的とする。

(沼津市認知症カフェの要件)

第 2 条 沼津市認知症カフェは、次に掲げる要件を備え、沼津市内において、認知症の人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが気軽に集えるものとする。

- (1) おおむね月 1 回以上開催していること。
 - (2) 参加費等を徴収する場合は、利用前に説明すると共に、施設内に分かりやすく表示していること。
 - (3) 実施主体は、ボランティア団体、NPO 法人、介護事業所、福祉施設、医療機関等であること。
 - (4) 専門職（医療・看護・介護職等で認知症の人の介護等の経験があるもの）が常駐していること。
- 2 沼津市認知症カフェは、次の事項の全部又は一部を主たる目的とし、かつ、営利活動、政治活動又は宗教活動を目的としないものとする。

- (1) 認知症についての相談
- (2) 認知症の人やその家族同士の相互交流及び情報交換
- (3) 家族の介護負担の軽減
- (4) 地域における認知症についての啓発

(申請)

第 3 条 沼津市認知症カフェとして登録を受けようとする認知症カフェの実施主体（以下、「申請者」という。）は、沼津市認知症カフェ登録申請書（第 1 号様式）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(審査)

第 4 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、登録申請書及び必要に応じて行う実地調査により、第 2 条に定める要件に適合するか否かを審査するものとする。

(登録)

第 5 条 市長は、前条の規定による審査により第 2 条の要件に適合すると認めた認知症カフェを、沼津市認知症カフェとして登録するものとする。

(登録証の交付等)

第6条 市長は、前条の登録を行ったときは、沼津市認知症カフェ登録証（第2号様式。以下「登録証」という。）を申請者に交付するものとする。

2 市長は、沼津市認知症カフェについて、市のホームページ等により、広く周知するとともに、沼津市認知症カフェに対し、認知症サポーター養成講座、出前講座、市民ボランティアの派遣等、認知症カフェ活動に必要な支援を行うものとする。

(変更の届出)

第7条 沼津市認知症カフェは、第3条の規定により申請した内容に変更が生じた場合には、沼津市認知症カフェ変更届出書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第8条 市長は、登録した沼津市認知症カフェが次の事項に当てはまるとき、登録を取消すことができる。

- (1) 活動を廃止、又は休止したとき。
- (2) 第2条に規定する要件に適合しなくなると認めるとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により登録証の交付を受けたとき。
- (4) その他沼津市認知症カフェとしての登録が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取消したときは、沼津市認知症カフェ取消し通知書（第4号様式）により、当該沼津市認知症カフェに通知するものとする。

3 第1項の規定により登録を取消された認知症カフェの実施主体は、速やかに登録証を返還しなければならない。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成28年7月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この改正は、令和3年4月27日から施行する。

(経過措置)

2 この改正の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この改正後の様式によるものとみなす。

3 この改正の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、調整して使用することができる。

第1号様式（第3条関係）

沼津市認知症カフェ登録申請書

年 月 日

(宛先) 沼 津 市 長

(申請者)
団体又は事業者名
代表者氏名

沼津市認知症カフェ登録制度実施要領第3条の規定により、下記の通り申請します。

記

(フリガナ) 認知症カフェ名称			
活動場所 (会場名・住所)		送迎 有・無	
主催者名			
定員・スタッフ数		定員	スタッフ数
専門職の職種			
連絡先	電話番号	TEL	FAX
	E-mail		
	住所		
	担当者 氏名		

※裏面もご記入ください。

(裏面)

開催頻度 (開催日時)	
参加費等	金額 表示方法 用途
活動内容	
活動実績等	
市ホームページ 冊子等への掲載	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない

私は、申請にあたり次に掲げる事項について遵守することを誓約します。

- 1 事故防止等安全管理を徹底する。
- 2 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）等の公衆衛生に関する法律等を遵守する。
- 3 沼津市職員等の受け入れを行う。
- 4 認知症サポーター養成講座等の研修等への積極的な参加に努める。

年 月 日

申請者名 _____

【留意事項】

- 1 本制度は事業所の商品やサービスに資格や保証を与えるものではありません。
- 2 本制度を利用した契約等でトラブルが発生した場合、市は責任を負いません。

第2号様式（第6条関係）

沼津市認知症カフェ

登録証

名 称

会 場

主 催 者

沼津市長

印

登 録 番 号 第 号

登 録 年 月 日 年 月 日

第3号様式（第7条関係）

沼津市認知症カフェ変更届出書

年 月 日

(宛先) 沼 津 市 長

名称

代表者氏名

沼津市認知症カフェ登録制度実施要領第7条の規定により、下記の通り内容の変更を届出ます。

記

1 登録番号 第 号

2 変更内容

変 更 前	変 更 後

第4号様式（第8条関係）

沼津市認知症カフェ取消し通知書

年 月 日

様

沼津市長 印

沼津市認知症カフェ登録制度実施要領第8条の規定により、下記の通り登録を取消したので通知します。

記

- 1 登録番号 第 号
- 2 取消しの理由

--